

身体障害者福祉法第15条指定医師の審査基準

(平成27年4月1日 とちぎリハビリテーションセンター)

次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

- 1 指定を受けようとする障害種別に関係のある診療科に、現に従事していること。
- 2 指定を受けようとする障害種別に関係のある診療科において、医籍登録後から通算して5年以上の臨床経験を有すること。
- 3 指定を受けようとする障害種別に関する十分な研究（研修）実績又は臨床実績を有すること。なお、本要件は別紙「指定を受けようとする障害に関する研究等の申告書」により確認するものとする。
- 4 聴覚障害の指定を受けようとする場合は、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医または聴力測定技術等に関する講習会の受講者であること。

表

障害種別	障害種別に関係のある診療科名
1 視覚	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科 注) 眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
2 聴覚	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科 注) 耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
3 平衡	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
4 音声言語	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
5 そしゃく	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
6 肢体	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
7 心臓	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
8 じん臓	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
9 呼吸器	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
10 ぼうこう 又は直腸	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科(婦人科)
11 小腸	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
12 免疫	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科 注) エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。
13 肝臓	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科